

平成 2 8 年 3 月 9 日

立川市議会

議長 須 崎 八 朗 殿

立川市議会 環境建設委員会

委員長 大石 ふみお

## 行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 視察月日

平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日（火）から平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日（木）

の 2 泊 3 日

#### 2 視察地及び視察事項

| 視察都市名  | 視 察 事 項                                       |
|--------|-----------------------------------------------|
| 兵庫県芦屋市 | 市民マナー条例について                                   |
| 兵庫県尼崎市 | 環境モデル都市アクションプラン<br>「ECO 未来都市あまがさき」へのチャレンジについて |
| 滋賀県甲賀市 | 生ごみ堆肥化事業について                                  |

#### 3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

## 芦屋市市民マナー条例視察報告

### 【事業の概要】

芦屋市は平成18年にいち早く景観形成基本計画を策定し、全市域を景観地区として指定する等、美しいまちを作っていくという市民認識をベースに、市民の安全や快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」を制定し、喫煙禁止区域の設定他喫煙やポイ捨て又それ以外の花火、バーベキュー、犬の糞等広くあらゆる行為の禁止を定めた。

### 【市民マナー条例の経緯】

- ① 平成9年10月 煙草ポイ捨て禁止条例 施行
- ② 平成19年6月 市民マナー条例 施行
- ③ 平成21年7月 条例改正（1回目） 潮芦屋ビーチ周辺での夜間花火の騒音やバイクの暴走行為、違法駐輪等での住民の生活環境が著しく害されている状況が発生。警察による対応を行うが地元自治会から条例での規制が必要と強い要望が出る。
- ④ 平成23年6月 条例改正（2回目）
  - i. 芦屋川流域でのバーベキュー等禁止。
  - ii. 喫煙禁止区域を駅周辺1か所から3か所に追加指定
- ⑤ 平成25年10月 条例改正（3回目） 歩行喫煙禁止を努力義務ではなく「喫煙をしてはならない。」という禁止規定に改正。

### 【芦屋市市民マナー条例推進計画の策定】

市民マナー条例第16条「条例の目的を達成するため推進計画を定めるものとする」という規定に基づき「芦屋市民マナー条例推進計画」を策定した。

### 『計画の目的』

市民一人ひとりが市民マナー条例を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取り組みを総合的に推進する。

### 『計画の基本的な考え方と方向性』

市民マナー条例のこれまでの取り組みを継承しながら、一人ひとりがまちを愛し他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげていくことを第一としながら、まちの環境美化に止まらず新たに人とのつながりやまちを大切にする心を育てることをコンセプトとした「心・人づくり」を目指し「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念としている。

### 『計画の4つの基本目標 「知らせる」「学ぶ」「行動する」「つなぐ」』

「知らせる」＝行政・学校・地域・事業所・関係団体から条例の周知とマナー向上の啓発を徹底する

「学ぶ」＝芦屋の環境や住む人のことを思いやることで、ゴミを捨てる人から拾う人になるよう、環境美化やマナー意識の醸成を図る

「行動する」＝市・市民・事業者の一体的な取り組みを強化する

「つなぐ」＝迷惑行為がし辛い環境づくりを行う

## 【成果】

### ① 過料処分・違反注意件数

◆過料処分件数（路上喫煙） 平成 23 年 467 件 ⇒平成 26 年 208 件

◆バーベキュー違反者 平成 23 年 34 件 ⇒平成 26 年 1 件

◆プレジャーボード違反者 平成 23 年 32 件 ⇒平成 26 年 4 件

### ② 芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート結果（平成 25 年 7 月実施）

「芦屋市は美しいまちか」という問いに対し

◎「大いにそう思う」……62%

○「どちらかといえばそう思う」……90.4%

### ③その他

芦屋市市民マナー条例推進連絡会においても、複数の委員から条例導入当初に比べ、歩行喫煙やポイ捨て等については随分よくなったとの意見を得ている。

## 《所感》

芦屋市というと東京でもお屋敷のまちというイメージが定着しており、景観に配慮した街並みについては関心を高く持っていた。今回その中でも市の取り組みと理念を支える「芦屋市市民マナー条例」を学習し大いに共感を得た。特に注目したのは先ず喫煙禁止の実効性を保つために過料処分を行い、既に毎年数百件以上の実績を上げていることである。現実にはこの位の徹底をしないと本当の成果は生まれないのであろう。本市においても、特に煙草のポイ捨てについては、過料を科すことには賛否があるところだが、これも含めた検討を行う必要があるのではないかと感じた。その他市民にわかり易く周知するために大学生と連携しマンガを活用していることや、条例を市民が気持ちよく過ごすための提案と捉え、芦屋市が元々持っているまちの景観を大事にして、市民に美しいまちを作っていくという共通認識や芦屋を愛する心を醸成していることは称賛すべき実績・成果である。そして「マナー推進連絡協議会」を結成し、決して環境美化や規制だけに止まらず、学校教育や公共心の醸成等全市的な教育レベルにまで行動範囲を広げていることは、単なる条例に止まらない深い規範性を感じる。この条例により市民に芦屋を愛する心というものが自然に入ってきているのではないかという担当者の言葉が印象的だった。本市も丁度まち中での客引き客待ち行為を禁止する条例改正が行われたところであり、今後芦屋市マナー条例を参考にし、広く市民が人やまちを思いやり、まちを愛するための社会的なルールが定着するよう尽力していきたい。

平成27年11月10日  
芦屋市市民生活部環境課

## 市民マナー条例について

### (1) 事業概要（導入の経過及び目的・内容について）

- ア. 経緯：別添「市民マナー条例の経緯」参照
- イ. 内容：別添「啓発チラシ」参照

### (2) 現在の取組み状況について（「芦屋市広報番組特集H27.2月後半」参照）

- ア. 芦屋市市民マナー条例推進連絡会
- イ. 大学との協働 ～別添「まんがチラシ」等参照～

### (3) 行政、市民、事業者それぞれの役割について

- ア. 別添「芦屋市市民マナー条例推進計画（概要版）」参照

### (4) 予算措置について

- ア. 別添「平成27年度：市民マナー条例関係予算」参照

### (5) 成果について（市民、事業者からの声について）

- ア. 過料処分・違反注意件数

|               |     |      |   |            |             |
|---------------|-----|------|---|------------|-------------|
| ◆（路上喫煙）過料処分件数 | H23 | 467件 | ⇒ | <u>H26</u> | <u>208件</u> |
| ◆パーベキュー違反者    | H23 | 34件  | ⇒ | H26        | 1件          |
| ◆プレジャーボート違反者  | H23 | 32件  | ⇒ | H26        | 4件          |

- イ. 芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート結果（H25.7実施）

「芦屋市は美しく快適なまちか」という問いに対し市外の方では「大いに思う」という割合が62%と高い。市民でも「どちらかと言えば思う」を含めると90.4%

- ウ. その他

芦屋市市民マナー条例推進連絡会においても、複数の委員から条例導入当初に比べ、歩行喫煙やポイ捨て等については、随分よくなったとの意見を頂戴している。

### (6) 今後の課題及び展望について

- ・来街者に対する周知（マスコミの活用、近隣市との連携、屋外広告物条例との兼合い）
- ・市民、事業者との一層の連携
- ・予算の削減（警備費用）
- ・理想（理念）と現実とのギャップ

【平成 23 年 6 月 1 日 市民マナー条例改正】※喫煙禁止区域の追加は告示による。

芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止，キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制（午後 6 時～午前 8 時），喫煙禁止区域を鉄道駅周辺 1 箇所（JR 芦屋駅周辺）から 3 箇所（阪神芦屋駅・阪神打出駅・阪急芦屋川駅周辺）追加指定。

【平成 25 年 10 月 1 日 市民マナー条例改正】歩行喫煙等につき，努力義務から禁止へ

H24.12 市議会にて歩行喫煙等を努力義務ではなく，禁止にできないかとの指摘があり，条例中「喫煙しないように努めなければならない」を「喫煙してはならない」に改める。

なお，もともと努力義務規定であったが，啓発する際は「禁止」と PR してきた経緯があるため，パブリックコメントや改正に際しての大々的な PR はしていない。

【平成 26 年 3 月 芦屋市市民マナー条例推進計画の策定】

市民マナー条例第 16 条において，「条例の目的を達成するため推進計画を定めるものとする」という規定による。

推進計画書の概要は以下のような作りになっている。

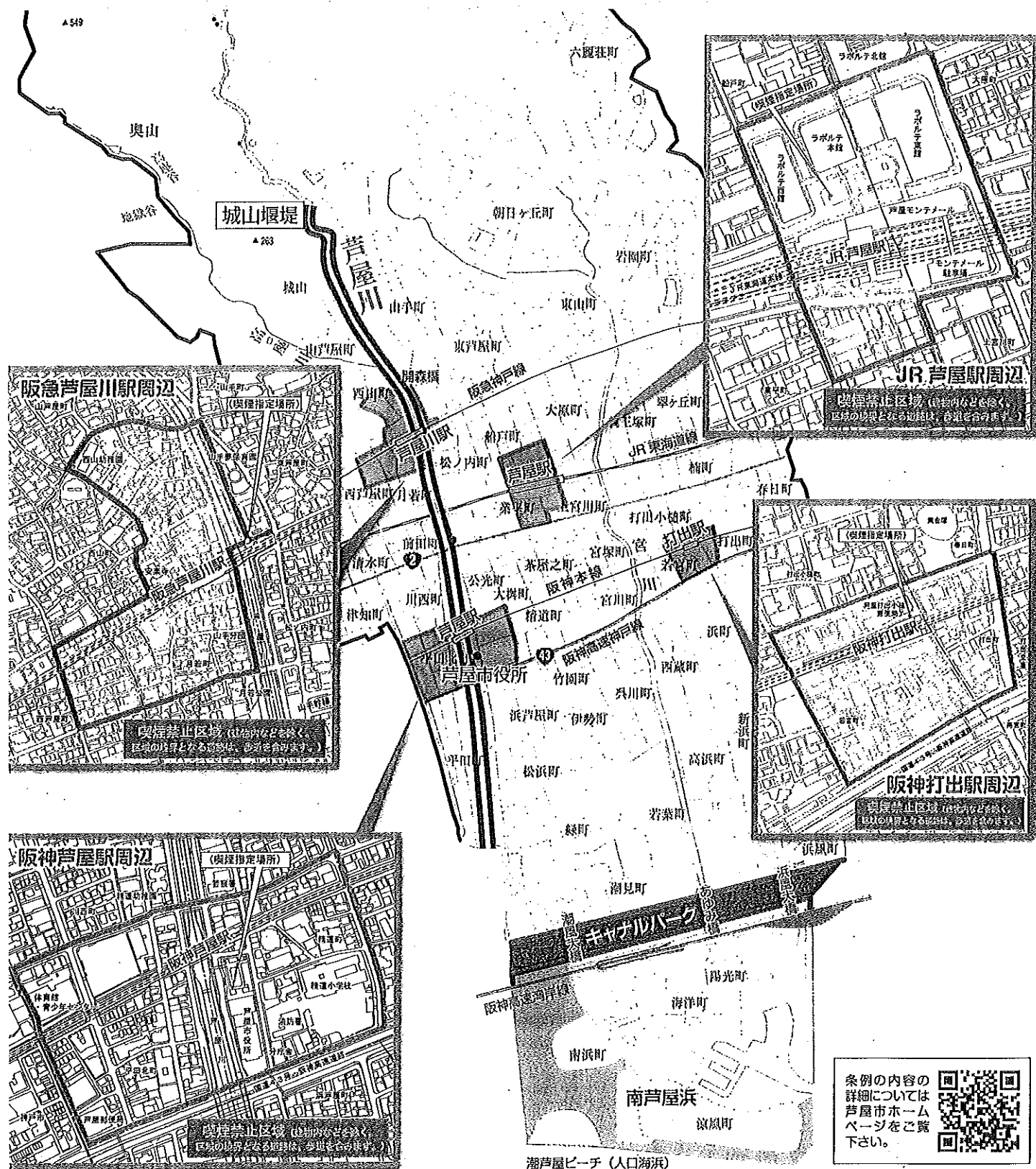
- ◆市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ◆市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ◆アンケート結果から見えてきた現状の課題
- ◆今後の取組の方向性
- ◆基本目標別の具体的な取組
- ◆推進体制

【平成 26 年 8 月 1 日 芦屋市市民マナー条例推進連絡会立ち上げ】

推進計画の施策の推進にあたり，地域と行政が一体となった取組を効果的かつ継続的に行うため，地域活動団体，商工活動団体，美化推進員，関係行政機関及び行政関係者をメンバーとする連絡会が組織された。

一人ひとりが迷惑行為や環境美化について考え、人もまちも美しい芦屋をつくっていきましょう。

# 市民マナー条例禁止区域図



※「市民マナー条例禁止区域図」について、禁止する項目ごとに色分けで区域を示しています。

**喫煙禁止区域**

市内4駅周辺が喫煙禁止区域です。(建物内などを除く。区域の境界となる道路は、歩道を含みます) 違反者は過料 2,000 円が科せられます。(喫煙指定場所を除く。)

**バーベキュー等禁止区域**

城山堰堤(奥山)以南の芦屋川流域およびキャナルパーク水路南北護岸において禁止します。バーベキュー等は、火気を用いて食品を調理する行為すべてを指します。

**プレジャボート等航行規制区域**

キャナルパーク水路において、午後6時から翌朝午前8時の時間帯にプレジャーボート等を航行させることを禁止しています。

**終日花火禁止区域**

南芦屋浜の海岸線を中心として区域内が終日花火禁止です。禁止する花火は①回転する ②走行する ③飛ばす ④打ち上げる ⑤爆発音をだす花火です。

# 清潔で安全・快適なまちづくりについて

この条例は、市内全域において、道路や公園など公共の場所での歩行喫煙や、たばこの吸殻・空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置等を禁止し、市民等、事業者及び市が一体となって取り組むことにより「清潔で安全・快適なまち」芦屋をつくることをめざしています。市民の皆さまのご協力をおねがいします。

## 歩行喫煙はやめましょう(第7条)

道路や公園などの公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止です。歩きながら手に持ったたばこの火は、ちょうど小さな子どもの顔の近くをかすめる高さでもあり、大変危険です。自転車に乗りながらの喫煙も含め、歩行喫煙は絶対にやめましょう。



## 飼い犬のふんは回収しましょう(第12条)※2

ふんの放置については、多くの苦情が寄せられております。また放し飼いも厳禁です。飼いは、人と動物がうまく共生していくためにも、近隣に迷惑をかけたりすることがないように、責任を持って飼うことを心がけましょう。散歩や運動などのときは、犬を制御できる鎖やリードを必ずつけて行いましょう。



## 喫煙の禁止(第9条・第21条)

喫煙禁止区域内の公共の場所で、喫煙指定場所以外の喫煙は過料2,000円を科します。喫煙禁止区域内では、歩行喫煙だけでなく、自転車に乗っているときや路上に立ち止まっただけの喫煙も禁止します。  
(裏面に禁止区域図があります。)



## たばこの吸殻や空き缶等の散乱防止(第10条)※1

公共の場所において、たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨てたり、放置することを禁止しています。

## 落書きの禁止(第14条)※5

公共の場所や、他人が所有する建築物等に落書きをすることを禁止しています。

## 夜間花火(午後9時から翌朝午前6時)はやめましょう(第13条)※3

「花火禁止区域」に限らず、市内全域において、公共の場所で、夜間に花火をすることを禁止しています。

## 花火禁止区域があります(第13条の3)※4

潮声屋ビーチ周辺において、終日花火をすることを禁止しています。(裏面に禁止区域図があります。)

## キャナルパーク内でのプレジャーボート等航行時間の規制があります(第15条の5)※7

午後6時から翌朝8時の航行は禁止されます。(裏面に禁止区域図があります)

## バーベキュー等禁止区域があります(第15条の3)※6

芦屋川流域(城山堰堤以南)およびキャナルパーク水路南北護岸においてバーベキュー等を禁止しています。(裏面に禁止区域図があります)

**罰則** 上記禁止事項のうち※1～※7については、罰金(10万円以下)が科せられます。

「公共の場所」とは、道路、公園、河川、海岸などの自由に入出りできる場所をいい、「花火」とは、回転する花火、走行する花火、飛ばす花火、打ち上げ花火、爆発音を出す花火等をいいます。「バーベキュー等」とは、火気(ガスコンロや電磁調理器を含みます。)を用いて食品を調理する行為をいいます。



# 計画の推進体制

PLAN  
(計画策定)

芦屋市市民マナー条例推進計画

DO  
(実施)

基本目標別の具体的な取組

重点プロジェクト

事業の進捗管理

(仮称) 市民マナー条例推進協議会

翌年の活動への反映

取組の中間検証 (3年後)

施策の評価・計画の見直し (5年後) 次期計画策定

毎年の流れ

CHECK  
(検証・評価)

ACTION  
(見直し)

「市民マナー条例」を知っていますか？

次の行為は、市民マナー条例で禁止されていますのでやめましょう。

【市内全域の公共の場所等では・・・】

- ・歩行中や自転車に乗車中の喫煙
- ・たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
- ・飼い犬の放し飼いやふんの放置
- ・夜間（午後9時から翌朝午前6時まで）の花火
- ・落書き（他人が所有する建築物等への落書きも含まれます）

【特定の場所では・・・】

- ・市内鉄道4駅（阪神芦屋駅・阪神打出駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅）周辺の喫煙指定場所以外の喫煙禁止区域での喫煙
- ・花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）での花火
- ・芦屋川流域と芦屋キャナルパーク南北護岸でのバーベキュー等
- ・芦屋キャナルパーク水路において午後6時から翌朝午前8時までのプレジャーボート等の航行

表紙の挿絵

|                  |          |         |     |
|------------------|----------|---------|-----|
| 「きれいなまち きれいなこころ」 | 岩園小学校 2年 | 梨本 唯奈さん | の作品 |
| 「フンは持って帰ろう」      | 潮見小学校 5年 | 小岸 恭さん  | の作品 |
| 「近いよ！やめて！歩きタバコ」  | 精進小学校 4年 | 松井 美紀さん | の作品 |

芦屋市市民マナー条例推進計画 概要版  
平成26年3月

発行 芦屋市  
編集 芦屋市市民生活部環境課  
〒659-8501  
芦屋市精進町7番6号

TEL: 0797-38-2050 FAX: 0797-38-2162  
ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>

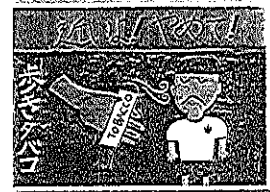
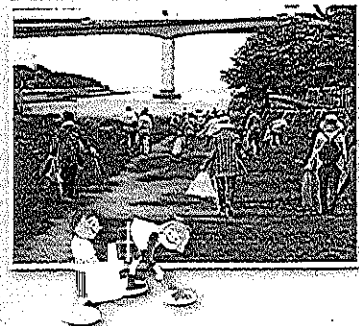
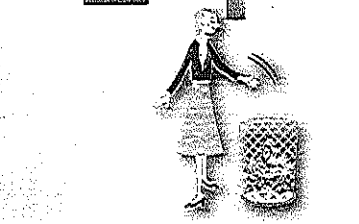
本計画の施策の推進にあたり、その実施方法の検討も含めて、客観性・公平性の観点から、市民や関係団体等で組織する「(仮称) 市民マナー条例推進協議会」を設置します。

なお、「(仮称) 市民マナー条例推進協議会」は、広く地域における現状・意見(アイデア)を吸い上げる組織とするため、美化推進員をはじめとした、関係団体等から幅広く参加を募り、体制づくりを行っていくものとします。



# 芦屋市市民マナー条例推進計画

《概要版》



## 計画策定の目的

本市では、市民の皆様の安全や快適な生活環境を守るため、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称：市民マナー条例)を制定しました。本計画は、市民一人ひとりが市民マナー条例を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために策定するものです。



# 計画の基本的な考え方と方向性

第4次芦屋市総合計画では、自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にする心を育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに『新しい暮らし文化』を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げています。

市民マナーの向上に向けた課題に対しても、一人ひとりがまちを愛し、他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげていくことが必要であると考えられます。

そこで、本計画は、市民マナー条例のこれまでの取組を継承しながら、まちの環境美化にとどまらず、新たに人とのつながりやまちを大切にする心を育てることをコンセプトとした『心・人づくり』をめざし、『芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む』を基本理念とします。

また、この基本理念の実現に向け、市民マナーの向上に向けた課題を解決していく方向性として4つの基本目標を設定します。

キーワードは  
「知らせる」

基本目標1  
美しい芦屋を守るための  
「市民マナー条例」を  
もっと周知しよう

キーワードは  
「学ぶ」

基本目標2  
マナーを守る美しい心を  
子どもの頃から育もう

市民マナーについてのさまざまな情報を、多くの人が共有し、相互に関心を高めることができるよう、行政、学校、地域組織、関係団体、市内事業所などからの、あらゆる情報発信の機会を通して、『市民マナー条例』を周知し、市民マナーの向上に向け、迷惑行為の禁止や環境美化及び市民マナーの向上についての啓発を徹底します。



各自治会やボランティア団体と行政の連絡を密にし、市民マナーの向上に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を進めます。また、地域活動へ参加することは、自らのまちを愛する心が醸成されるとともに、行政や地域からの情報を受けやすいことから、さまざまな年代に応じた地域活動への参加を促す機会づくりを進めます。

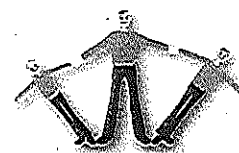


基本目標3  
市民マナー条例の推進に向けた  
市・市民・事業者の一体的な  
取組を強化しよう

キーワードは  
「つなぐ」

基本目標4  
市民マナーの向上に向け、  
継続的に取り組む仕組みを創ろう

市民一人ひとりがきれいなまち・快適なまちとなるよう常にチェックし、市民マナー条例に規定される迷惑行為がしづらい環境をつくります。そのためにも、現在地域で活動している個人や団体をPRするとともに、連携し、つながる仕組みをつくり、それぞれの活動が活性化されるようにします。



## 環境モデル都市アクションプラン「ECO 未来都市あまがさき」への チャレンジについて

尼崎市の取り組みに関して、下記にレポートいたします。

### 記

立川市議会環境建設委員会で、兵庫県芦屋市、尼崎市、滋賀県甲賀市を視察し、尼崎市では「ECO 未来都市あまがさき」への挑戦について勉強させていただきました。

尼崎市市議会の応接室にて市の職員の方々に用意していただいた映像を視聴し、その後パワーポイントを使って詳細な説明を受けました。

尼崎市はコンパクトな市域でありながらも様々な顔をあわせ持っています。港を擁する工業地域には、基礎素材型産業をはじめ最先端技術を有する大企業や中小企業が立地しています。内陸部には商店街などの下町が残り、北部にはマンションや商業施設が立ち並び、内陸部の工場跡地には利便性を活かした大規模な住宅開発が進められています。

過去には、日本経済を支える阪神工業地域の中核として発展する中、深刻な大気汚染や水質汚濁などを経験しましたが、市民、産業界、行政の努力により環境は大きく改善しました。その過程で、市民、事業者の高い環境意識が生まれ、地域資源や人のつながりを活かした環境のまちづくりへと活動が広がっていき、平成 25 年 3 月には、「環境モデル都市」として内閣官房地域活性化事務局より選定されました。

尼崎市では市民や事業者と力を合わせ、「ECO 未来都市あまがさき」の実現に向け、3 つの基本方針「高い技術力・生産力」「コンパクトな市域・機能集積」「市民や事業者の高い協働意識」に基づき行動しています。

また、この過程で創出される低炭素で新しい「産業都市の発展モデル」や「快適な都市生活モデル」などの先導的なモデルを内外に示していくことにより、国内外における低炭素社会の構築に貢献することを掲げています。

そして、「ECO 未来都市あまがさき」の実現を進める中で、環境への取組のみならず「産業、経済、雇用」、「賑わい、健康」、「防災」分野での地域活力の創出にもつなげることを目指しているところが尼崎市の特徴とも言えるのではないのでしょうか。

尼崎市で実施された主な取組としては、

●公共施設の屋根貸し事業：市所有の公共施設の屋根を無償で貸し出し、事業者が太陽光発電設備を設置し発電事業を行うことで、太陽光発電の普及を促進するとともに、災害時や計画停電時などの非常時に備えています。

●あまがさき環境オープンカレッジ：まちじゅうをキャンパスに、だれでもが、環境問題を学んだり、自然に触れたり、まちづくりについて考えたりできる学びの場として、多様な講座・イベントを開催しています。

●本庁舎に電気自動車用急速充電器を設置：環境負荷が低い電気自動車等のグリーンビークルの普及を推進するため、市役所駐車場内に、電気自動車等用急速充電器 1 基を設置しています。

●県下で初の市長公用車として FCV を導入：燃料電池自動車の普及を促進するため、市が燃料電池自動車を率先導入するにあたり、日本初の商用水素ステーションである「イワタニ水素ステーション 尼崎」で納車を受けました。こちらの公用車は実際に見せていただきました。

●尼崎市燃料電池自動車シンポジウムを開催：燃料電池自動車の普及促進や来るべき水素社会の啓発を目的とした、「尼崎市燃料電池自動車シンポジウム」を開催しました。

●尼崎版スマートコミュニティについて認定事業を決定：一定規模以上の住宅開発時に、ホームエネルギーマネジメントシステムの導入、それを活用した地域におけるエネルギーマネジメントシステムに関する取組の実施、それらを活用した地域経済の活性化につながる仕組みのある街を「尼崎版スマートコミュニティ」の構築された街として認定し、支援しています。

●尼崎版グリーンニューディール：“環境と産業の共生”と“地域経済の好循環”を図るため、『尼崎版グリーンニューディール』に取り組み、様々な施策や事業を実施しています。

今年、市制 100 周年を迎える尼崎市ですが、公約として掲げた環境プランを 40 代の女性市長さんが若い力で着実に実現させています。

市長と市の職員が一丸となって目標に向かって着実に邁進している姿が印象的

な尼崎市の視察となりました。

何よりも、これまで市のウィークポイントであった環境問題の部分に果敢に切り込み、今や強みに変えていったところに、市の努力と強さを感じます。

立川市においてもこの視点を大切にし、弱点と思っていた部分こそ、研究を尽くし、対策を講じ、よく知っている部分となりうるのであるから、苦手意識を持たずに取り組んでいく必要があると思いました。

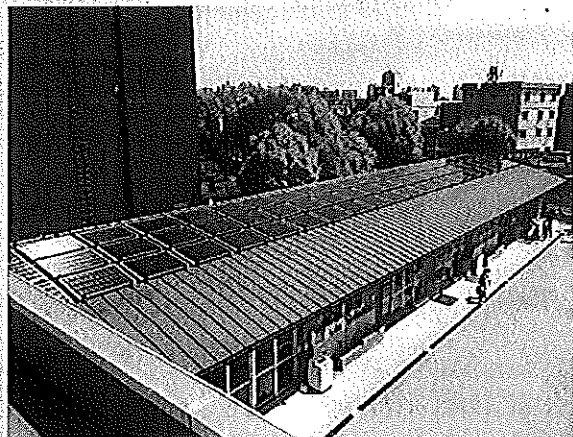
以上



## 平成26年度の尼崎市の取組

### ●公共施設の屋根貸し事業（問合せ：環境創造課）

市が所有する公共施設の屋根を有償で貸出し、そこに事業者が太陽光発電設備を設置し発電事業を行う、いわゆる屋根貸し事業を実施することにより、太陽光発電の普及を促進するとともに、災害時や計画停電時などの非常時における電源の確保を図ります。



尼崎市立あこや学園



尼崎市立尼崎高等学校（屋内練習場）

### ●本庁舎に電気自動車用急速充電器を設置（問合せ：保全担当・環境創造課）

環境負荷が低い電気自動車等のグリーンビークルの普及を推進するため、平成27年2月に、市役所本庁舎（東七松町1丁目23-1）の第1駐車場内に、電気自動車等用急速充電器1基を設置しました。



### ●県下で初の市長公用車としてFCVを導入（問合せ：保全担当・環境創造課）

燃料電池自動車の普及を促進するため、市が燃料電池自動車（トヨタ自動車株式会社「MIRAI」）を率先導入するにあたり、日本初の商用水素ステーションである「イワタニ水素ステーション 尼崎」で納車を受けました。



イワタニ水素ステーション 尼崎での納車式の様子

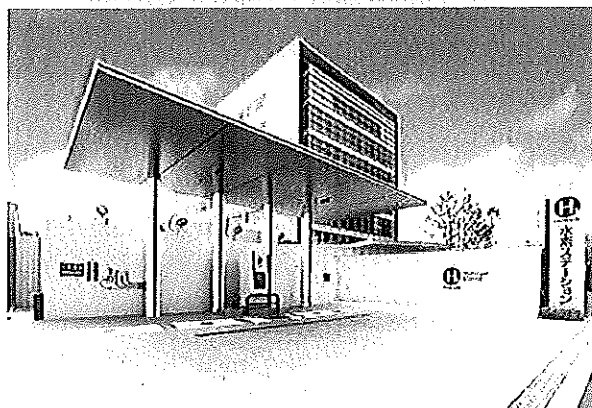


図 イワタニ水素ステーション 尼崎

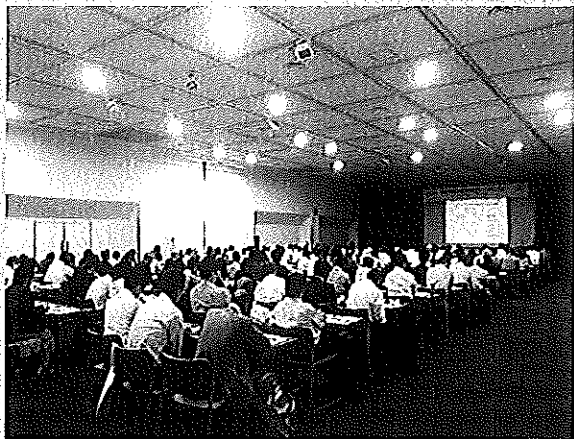
出展：岩谷産業株式会社 HP



## 平成27年度の尼崎市の取組

●尼崎市燃料電池自動車（FCV）シンポジウムを開催（問合せ：環境創造課）

燃料電池自動車の普及促進や来るべき水素社会の啓発を目的とした、「尼崎市燃料電池自動車シンポジウム」を平成27年5月21日（木曜日）に開催しました。



## 開催の様子



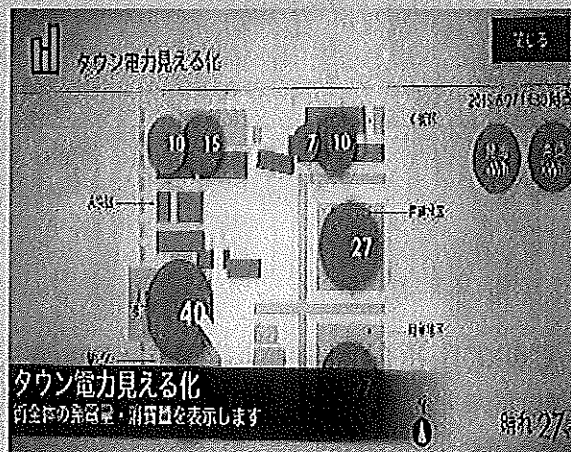
会場に設置された MIRAI を見学する参加者

●尼崎版スマートコミュニティについて認定事業を決定（問合せ：環境創造課）

一定規模以上の住宅開発時に、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入、それを活用した地域におけるエネルギーマネジメントシステム（AEMS）に関する取組の実施、そしてそれらを活用した地域経済の活性化につながる仕組みのある街を「尼崎版スマートコミュニティ」の構築された街として認定し、支援します。平成 27 年度は『ZUTTO・ECO まいポ』導入による持続可能な省エネ・地域活性化の取組み」を認定しました。



## 認定事業実施事業者と稲村市長



## デジタルサイネージイメージ

知れば知るほど  
“あまがすき”



尼崎市市制100周年

## 環境建設委員会行政視察報告書

- ・視察項目 甲賀市生ごみ堆肥化循環システムについて
- ・視察地 滋賀県甲賀市
- ・視察月日 平成27年11月12日（木）9時30分から12時00分
- ・視察内容

### I、市の誕生

甲賀市は、滋賀県東南部に位置し、平成16年10月1日に旧甲賀郡の5町（水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町）が合併し誕生した。

### II、事業開始・背景

この生ごみ堆肥化の取り組みは、旧水口町において開始され、合併後に甲賀市全域に拡大した経過がある。

生ごみ堆肥化を導入した旧水口町のごみ対策では、住民の協力を得ながら細かい分別収集を行ってきたが、人口の増加や大型店の進出とともに、ごみの量は年々増え続け、郡内7町で運営しているごみ焼却施設の焼却能力が限界に近く、このままでは、処理しきれなくなることが予想された。

そんな中、生ごみも資源であるという発想のもと、あらためて家庭から排出される、ごみの組成を見直したところ、その約4割が（湿重量比）生ごみであった。

そこで、生ごみを堆肥化し土に戻すことにより、ごみの減量化が図られるとともに、焼却時の二酸化炭素の発生を抑制できることから、家庭から出る生ごみの堆肥化に取り組むことにした。

### III、事業のシステム

4つのプロセスに分け、生ごみ堆肥を各家庭へ戻す完全循環システムとなっている。

#### 1、家庭プロセス

- ① 生ごみ処理容器（蓋付きのバケツ）を各家庭で購入し、集積所単位（最低10世帯）で市に堆肥化事業への参加を申し込む。
- ② 市から種堆肥を配布（一袋）する。
- ③ 生ごみ処理容器に種堆肥と生ごみをサンドウィッチ状に入れていく。

#### 2、回収プロセス

- ① 家庭で処理した生ごみを、ごみ集積所に設置してある回収ボッ



クスに投入する。

- ②収集車で回収ボックスごと回収し、空の回収ボックスを設置（週2回）する。

### 3、発行プロセス

- ①収集した生ごみをリサイクルセンターの堆肥化装置に投入する。
- ②乾燥した草や追加種堆肥を投入し、1日1回の攪拌と水分調整をし約18日間の一次処理をする。
- ③ストックヤードで1週間ごとに攪拌し、約40日間の二次処理をする。

### 4、戻しプロセス

- ①二次処理した堆肥を選別機にかけて袋詰めし、集積所に置く。
- ②参加世帯は、集積所に置かれた種堆肥を持ち帰り、家庭プロセスの生ごみ処理に利用する。

## IV、実績・参加世帯と回収量について

平成27年9月末での参加世帯数は約8,900世帯となっており、全世帯数の約26パーセントとなっています。

また、回収総量としては、1,579トンとなっています。

## V、施設及び事業費について

### ①堆肥化施設

直線スクープ方式 処理能力 22,2トン/日未満

### ②年間運営経費

委託料（ランニング＋イニシャル） 約88,000千円

収集委託料 約91,000千円

### ③その他の経費

収集ボックス 約1,300千円

## VI、今後の課題

- ①住民の理解、協力に期間を要すること。（参加世帯の伸び悩み）
- ②収集と堆肥化工程に時間とコストがかかりすぎることに。
- ③参加世帯に配布する種堆肥が不足すること（生成量が出荷量に追いつかない）。など

## VII、最後に

立川市では、燃やせるごみ5年間で50パーセント削減、ならびに新たな清掃工場の建設が経営課題の一つとなっております。

そんな中で、一昨年よりごみの戸別収集・有料化を市民の皆さんのご理解とご協力のもとで導入させていただきました。

現在に至っても、燃やせるごみにおいては、50パーセント削減という大きな目標には届いておらず、約29パーセントの削減にとどまっているところであります。

また、富士見町にあります、大山団地では、生ごみ分別・資源化モデル事業を行っておりますが、今後この事業を拡大・拡充することにより確実にごみの総排出量が減量出来ると考えます。

そこで、今回視察研修をした甲賀市の生ごみ堆肥化循環システムを参考にするなどして、これからのごみ対策について積極的に提言していきたいと考えております。

以上ご報告いたしまして、環境建設委員会行政視察報告とさせていただきます。

以 上

# 甲賀市生ごみ堆肥化循環システムについて

滋賀県 甲賀市役所 生活環境課

## 1 生ごみ堆肥化導入の背景

甲賀市は、滋賀県東南部に位置し、平成16年10月1日に旧甲賀郡の5町（水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町）が合併し誕生した。この生ごみ堆肥化の取り組みは、旧水口町において開始され、合併後は甲賀市全域に拡大した。

生ごみ堆肥化を導入した旧水口町のごみ対策では、住民の協力を得ながら細かい分別収集を行ってきたが、人口の増加や大型店の進出とともに、ごみの量は年々増え続け、郡内7町で運営しているごみ焼却施設の焼却能力が限界に近く、このままでは、処理しきれなくなることが予想された。そこで、生ごみも資源であるという発想で、あらためて家庭のごみの組成を見直すと、その約4割（湿重量比）が生ごみである。生ごみを堆肥化し土に戻すことにより、ごみの減量化が図られ、焼却時の二酸化炭素の発生を抑制できることから、家庭から出る生ごみの堆肥化に取り組むことにした。

## 2 甲賀市生ごみ堆肥化システムの仕組み

本市では、4つのプロセスに分け、生ごみ堆肥を各家庭へ戻す完全循環システムとしている。

### I 家庭プロセス

- ① 生ごみ処理容器を各家庭で購入し、集積所単位で市に堆肥化事業参加申し込み。
- ② 市から種堆肥配布（生ごみ堆肥8リットル入り。元は牛糞完熟堆肥）
- ③ 生ごみ処理容器に種堆肥と生ごみをサンドウィッチ状に入れていく。

### II 回収プロセス

- ① 家庭で処理した生ごみを、ごみ集積所に設置してある回収ボックスに投入する
- ② 収集車で回収ボックスごと収集し、空の回収ボックスを設置（週2回）

### III 発酵プロセス

- ① 回収した生ごみをリサイクルセンターの堆肥化装置（直線スクープ式発酵装置）に投入。
- ② 乾燥した草や追加種堆肥を投入し、1日1回の攪拌と水分調整をし約18日間の一次処理
- ③ ストックヤードで1週間ごとに攪拌する約40日間の二次処理

### IV 戻しプロセス

- ① 二次処理した堆肥（種堆肥）を選別機にかけて袋詰め⇒集積庫に参加世帯分を配布
  - ② 参加世帯は、集積所に配布された種堆肥を持ち帰り、家庭プロセスの生ごみ処理に利用
- ※家庭プロセスで出た余剰種堆肥は、家庭菜園やプランター等に利用

## 3 導入検討から全市展開まで

平成13年4月から旧水口町環境課で生ごみ堆肥化の導入を検討されてから平成14年10月の全町開始回収にあたり大きな役割を果たしたのが、平成13年10月に発足した「水口町エコライフ推進協議会」であった。

委託会社の提案により行政が取り扱いや臭気問題について確認を進める中、「水口町エコライフ推進協議会」の会員自らがモニタリングを行い、その結果を周知し550世帯を超える参加世帯を募り、モデル試行の実施に大きく貢献された。

モデル試行後の結果アンケートでは、臭気が気にならない。生ごみの処理が楽になった。全町展

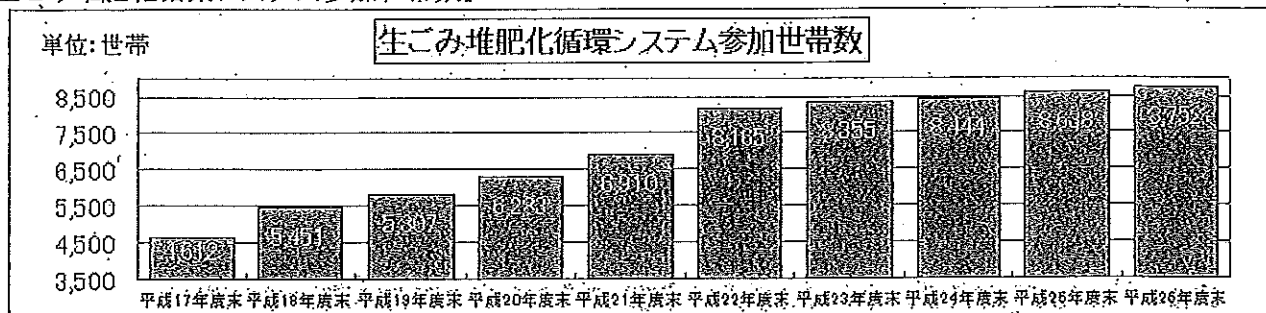
開するべき。など参加者から多数前向きな意見をいただいたことから、平成14年10月から旧水口町での全町展開が開始されました。以降、広報紙での広報や、区・自治会等、各種団体等への説明会の実施し、現在では甲賀市全域での取り組みとなっている。

#### 4. 参加世帯数と回収量

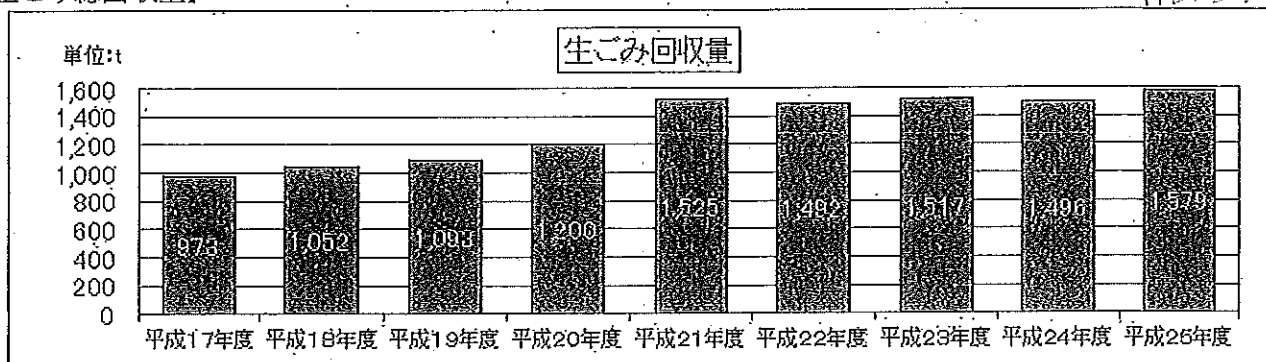
平成14年4月から旧水口町においてモデル事業として始め、合併後は区域を全市域（水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町）に拡大して展開しています。

平成27年3月末での参加世帯数は8,752世帯、平成25年度の総回収量は、1,579トンとなっている。

【生ごみ堆肥化循環システム参加世帯数】



【生ごみ総回収量】



#### 5. 施設及び事業費

事業主体は甲賀市であるが、運営は民間業者に全て委託している。

堆肥化施設やそれに付随する設備等は全て委託会社の資金で整備している。

|        |                  |      |          |           |
|--------|------------------|------|----------|-----------|
| 堆肥化施設  | 直線スクープ方式         | 処理能力 | 22.2トン/日 | 未満        |
| 年間運営経費 | 委託料（ランニング＋イニシャル） | 約    | 88,000   | 千円（H26年度） |
|        | 収集委託料            | 約    | 91,000   | 千円        |
| その他経費  | 収集ボックス           | 約    | 1,300    | 千円        |

#### 6. 問題点・今後の課題

- ① 住民の理解、協力に期間を要する。（参加者数の伸び悩み）
- ② 収集と堆肥化工程に時間とコストがかかる。
- ③ 種堆肥が不足。（生成量が出荷量に追いつかない）

本市の生ごみ堆肥化循環システムは、生ごみの悪臭を防ぎ、余剰堆肥の用途を考慮した結果、出来た堆肥を種堆肥として家庭に戻すことで循環させるメリットがあるが、現在の生ごみの搬出量と堆肥量のバランスが保てなくなった際の対応検討が今後の課題と考えます。

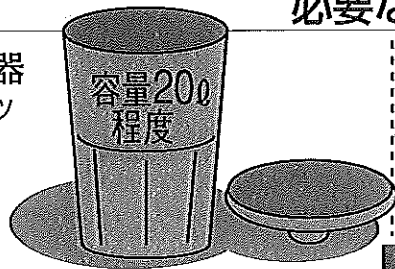
# 生ごみ堆肥化循環システム ご家庭での実施要項



## 1

生ごみ分別容器  
フタ付きのバケツ

1個を各家庭で  
ご用意ください。



必要なもの

種堆肥

種堆肥は水分吸収と  
発酵の促進のため  
使用します。

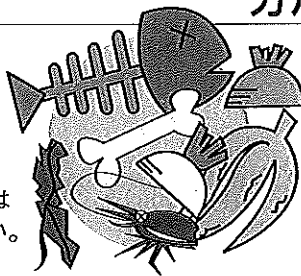
市から支給致します。



## 2

処理できるもの  
家庭から出る生ごみ

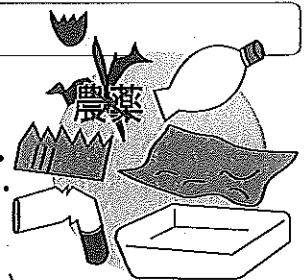
水切りを充分に行い  
貝殻・魚の骨・蟹の殻などは  
できるだけ砕いてください。



分別の仕方

処理できないもの

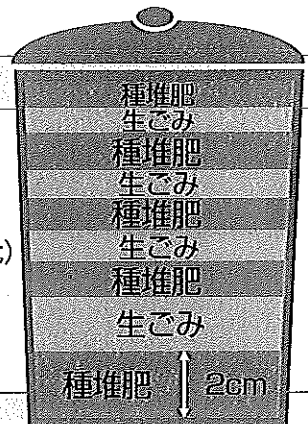
金属・たばこの吸殻・  
ビニール・プラスチック類・  
トレー・生花・たまための皮・  
~~たけのこの皮など~~  
バラン・醤油金魚・ラップ・  
アルミホイルにご注意ください。



## 3

ご家庭で行っていただくこと

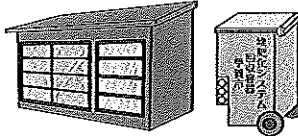
1. はじめに容器の底に種堆肥を2cm厚程度敷きます。
2. 1日分の生ごみを水切り後、容器に入れます。
3. 投入した生ごみが隠れる程度(約1cm)の厚さに種堆肥をかぶせます。
4. 収集日までに2と3をくり返します。(生ごみと種堆肥のサンドウィッチ化)
5. 収集日にごみ集積所にある専用回収容器に中身を入れてください。



## 4

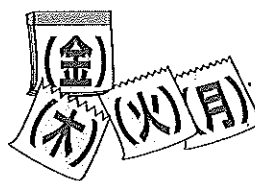
収集と堆肥化への方法

収集場所は地域の  
ごみ集積所です。



(専用回収容器設置)

収集日は毎週2回。



(収集日の午前8時まで)

生ごみ専用収集車で  
集積所の専用回収容器  
ごと収集します。



水口テクノスリサイクルセンター  
で草や剪定枝などと混合し、  
1次発酵に約18日間、2次発酵に  
約40日間かけ堆肥化します。



## 5

その他の事項

1. 生ごみ分別容器のご購入について  
既存のフタ付きポリバケツで結構です。夏季など臭いが気になる場合は、フタが密閉できる生ごみバケツ型処理容器がホームセンターや荒物屋さんで販売されておりますのでお買い求めください。~~その生ごみ処理容器は市から購入金額の1/4の補助金を受けられます。~~
2. 電気式生ごみ処理機をご使用の場合  
既に生ごみ処理機をお持ちのご家庭では、新たに容器を購入していただくなくてもその処理機で処理されたものをごみ集積所にある専用回収容器に入れていただければ結構です。
3. 種堆肥の支給方法について  
ごみ集積所にこのシステムに参加されているご家庭件数分の種堆肥を配置しますので各自お持ち帰りください。一世帯当たり8ℓ入の袋を毎週1回配布します。

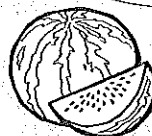
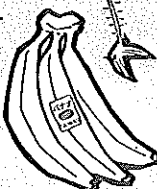
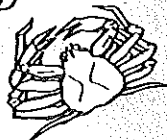
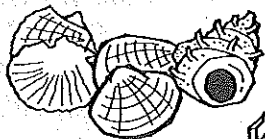
生ごみの減量化や  
資源化に積極的に努めましょう！



# 生ごみ堆肥化循環システム注意事項

## 入れるとき注意が必要なもの

- ・貝（しじみ以外）
- ・カニの殻
- ・魚の骨は砕くか傷をつける。
- ・バナナの皮などについているシールをとる。
- ・スイカは水分が多いので堆肥を厚くひく。



水切りは十分に!!  
生のままのものや  
魚の内臓は腐りやすく、  
においの発生やウジがわく  
原因になるため、  
加熱しましょう。

## 入れてはダメなもの

- ・天ぷら油・オリーブオイル
- ・たばこの吸殻
- ・~~たけのこの皮、たまねぎの外皮（殺菌作用があるためダメ）~~
- ・~~市販の生花（農薬や除草剤がかかっているためダメ）~~
- ・ビニール・紙・スプーンなどの金属・トレーなどのプラスチック
- ・バラン・醤油金魚・アルミカップなどお弁当に使うもの

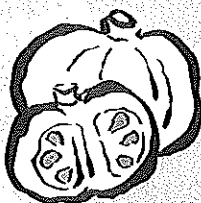
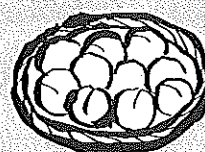
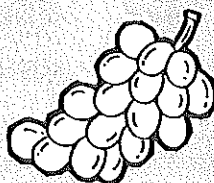


自家製の花で  
農薬等が使用  
されていないものは  
入れてもいい。



## こんなものは入れてOKです

- ・梅干の種
- ・ぶどうの房の木の部分
- ・雑草（少量なら）
- ・コーヒー豆
- ・漬物のぬか床
- ・かぼちゃの皮・種



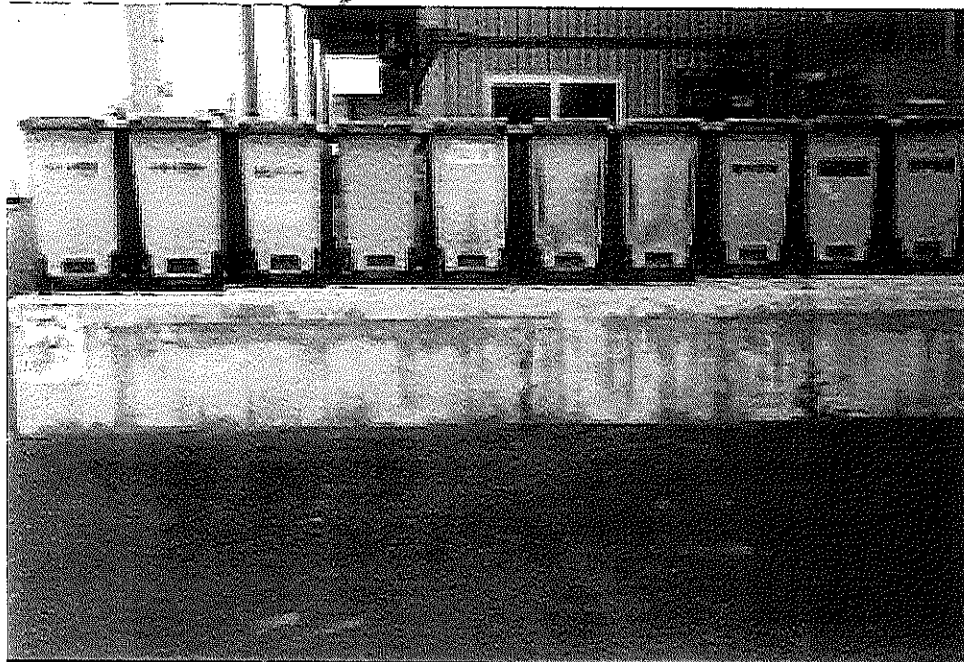
甲賀市市民環境部生活環境課

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

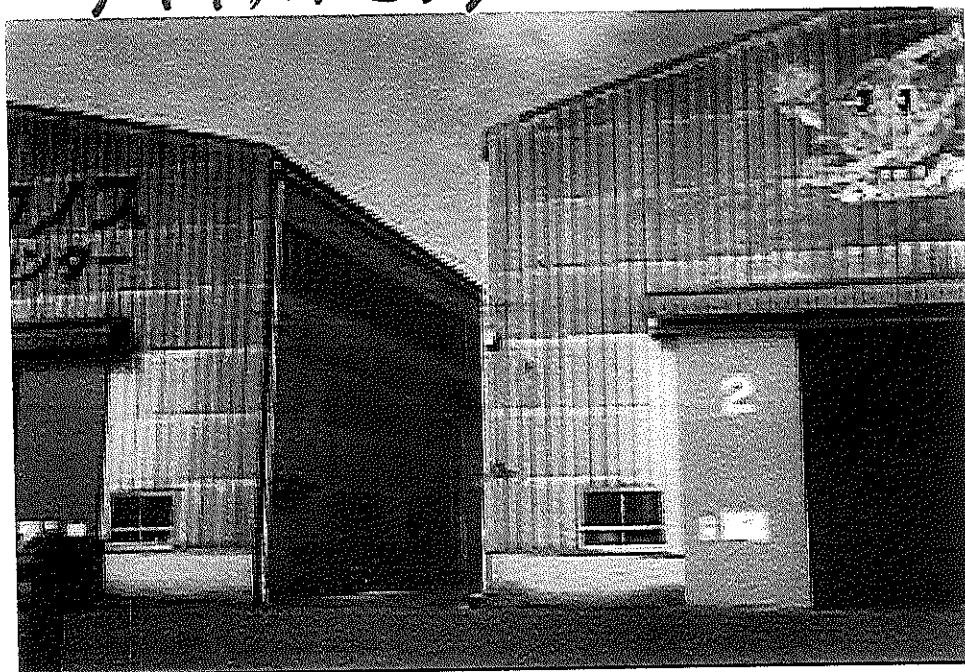
TEL (0748) 65-0690・FAX (0748) 63-4582



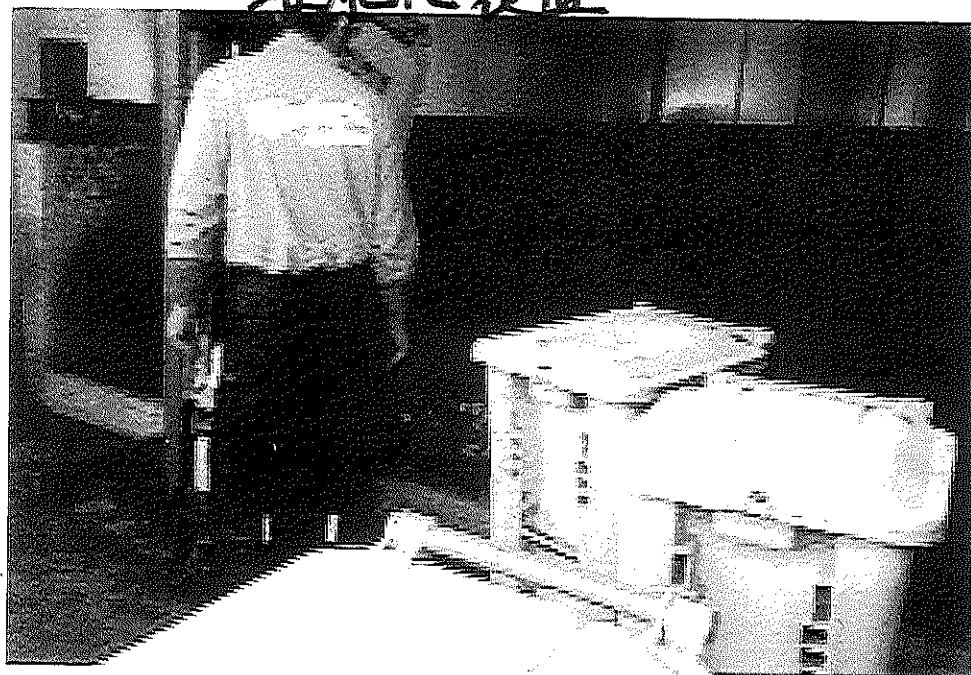
回収ボックス



リサイクルセンター



堆肥化装置



堆肥化装置へ投入



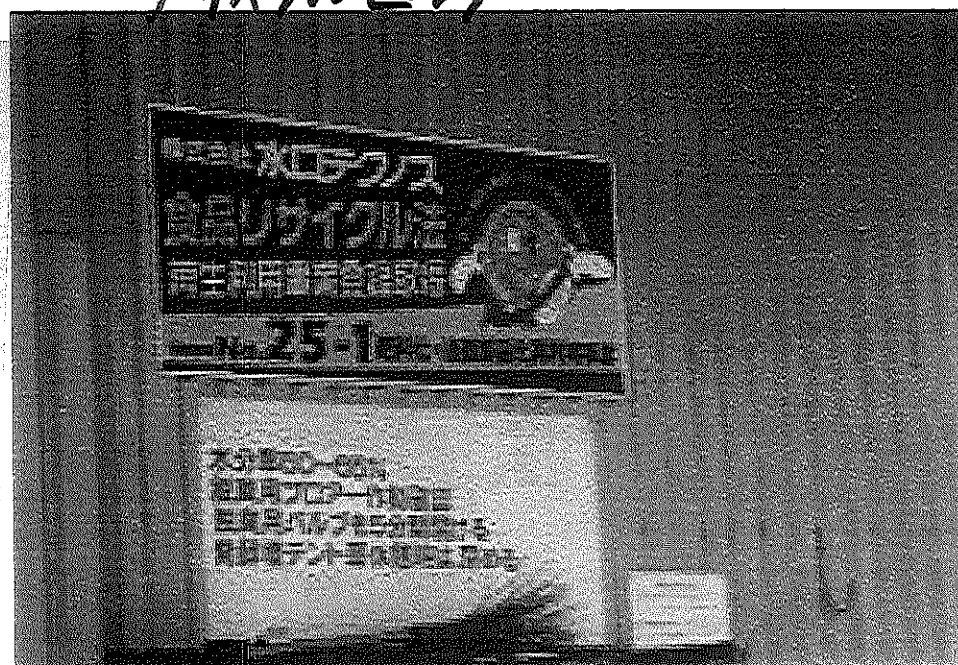
堆肥化施設



堆肥



リサイクルセンター



リサイクル所





堆肥化装置へ投入風景



ごみ集積所 風景

